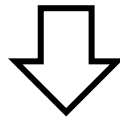
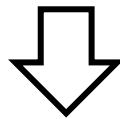


病後児保育室利用の流れ

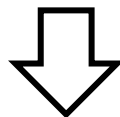
① 事前に登録の申込をする。 【病後児保育登録申込書：様式第1号】



② 利用希望日に病後児保育室の定員に空きがあるか電話で確認し、予約する。



③ 予約後、医療機関を受診し医師連絡票を記入してもらう。

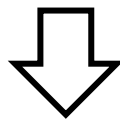


【医師連絡票：様式第3号】

④ 病後児保育室を利用する。 【病後児保育利用申込書：様式第2号】

【承諾書】

※医師連絡票を添付し、利用申込書を提出する。



⑤ 病後児保育室を退室時、利用料を支払う。

※登録・利用申込み・利用料支払いは、きたの学園となりますのでよろしくお願いします。

※きたの学園 ホームページ

<http://kitano-gakuen.jp>



病後児保育のご案内

お子さまが病気の回復期（病気治療に向かいつつある期間）で、集団保育や家庭保育ができない場合にご利用することができます。

病後児保育は、吉野町が大淀町ときたの学園に病後児保育の利用について協定した委託事業です。

対 象 町内在住の満1歳児から小学3年生まで

場 所 きたの学園内 病後児保育室「にし」
（大淀町北野23番地の8） ☎（32）1870

時 間 月曜日～金曜日 8時30分～18時30分

利用料 1日2,000円 布団リース・給食代 400円

※利用される前には、事前に『きたの学園』に登録・利用申込みが必要です。

〈『きたの学園』ホームページから登録・利用申込ができます。〉

※利用できる症状

○感冒・消化不良等、感染症疾患（麻疹・水痘・風疹等）、目や耳の疾患（結膜炎等）の回復期にあるもの〈医師連絡票で確認〉

※入室日の朝の体温が38度以上ある場合は利用できません。

※病後児保育室利用の流れについては、裏面をご覧ください。



詳しくは、吉野町教育委員会事務局までお問合せください。

（☎32-0190 内線510）